## 教第 11 号議案

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則に 関する意見決定について

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則を制定するに当たり、社会教育法(昭和 24 年法第 207 号)第 8 条の 2 の規定に基づいて行われた意見聴取に対し、別紙のとおり意見を決定する。

令和4年6月15日提出

神戸市教育委員会事務局 事務局長 高田 純

教委総第 号令和 年 月 日

神戸市長

久元 喜造 様

神戸市教育委員会教育長 長田 淳

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則の制定についての意見

令和4年6月9日付け神文交第804号により、神戸市教育委員会に意見聴取の あった神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則の 制定については、異議ありません。

(担当:教育委員会事務局総務課)

神文交第804号令和4年6月9日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳 様

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、神戸市立青少年科学館条例施行規則(令和 4 年 3 月規則第 64 号)の一部を改正する規則を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

(担当:文化スポーツ局文化交流課)

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年 月 日

神戸市長 久 元 喜 造

## 神戸市規則第 号

神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則 神戸市立青少年科学館条例施行規則(令和4年3月規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
_(使用の許可)_	
第2条 条例第5条第1項の規定によ	
り神戸市立青少年科学館 (以下「科	
学館」という。) のプラネタリウム	
ドーム及びその附属設備(以下「プ	
ラネタリウムドーム等」と総称す	
る。)の使用の許可を受けようとす	
る者は、あらかじめ、様式第1号に	
よる神戸市立青少年科学館プラネタ	
リウムドーム等使用許可申請書(以	
下「使用申請書という。」)を市長に	
提出しなければならない。	
2 使用申請書は、使用しようとする	
日の6月前の日から3月前の日まで	

受け付けるものとする。ただし、市 長が特別な理由があると認めるとき は、この限りではない。

3 市長は、プラネタリウムドーム等
の使用を許可したときは、使用申請
書を提出した者に、様式第2号によ
る神戸市立青少年科学館プラネタリ
ウムドーム等使用許可書を交付する
ものとする。

(届出事項)

- 第3条 条例第6条に規定する規則で 定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 入場料、受講料その他の対価を収受する場合における当該金額
  - (2) 催物その他の施設の使用により 行おうとする事業の内容
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市 長が条例第5条第1項の許可を行 うかどうかの判断をするに当たり 特に記載の必要があると認める事 項

(行為の制限)

- 第4条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者 (以下この条において「申請者」という。) は、あらかじめ、様式第3号による 行為許可申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は条例第7条第1項の許可をしたときは、許可に係る申請者に対

(行為の制限)

第10条 条例第10条第1項各号に掲 がる行為をしようとする者は、あら かじめ、<u>当該行為にかかる許可を申</u> <u>請する旨の書面を</u>市長に提出しなけ ればならない。 して様式第4号による行為許可書を 交付するものとする。

- 3 条例第7条第1項第3号に規定す る規則で定める行為は、次に掲げる 行為とする。
  - (1) 寄付金品の募集その他これに類する行為
  - (2) 物品販売その他これに類する行為
  - (3) 録音・録画その他これに類する
    行為
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、条 例第 21 条第 1 項に規定する指定 管理者(以下「指定管理者」とい う。)が別に定める行為

(特別展示の入館料)

- 第5条 条例第10条第2項に規定する特別展示その他特別の催しに係る 入館料は、その都度市長が定める。 (特別利用券)
- 第6条 条例第10条第3項に規定する特別利用券は、次に掲げるものとする。
  - (1)、(2) 「略]
- 2 [略]

(入館料の返還)

第7条 条例第10条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとし、返還する<u>入館料</u>の額は、当該各号に定める額とする。

(特別展示の入館料)

第4条 条例第4条第2項に規定する 特別展示その他特別の催しに係る入 館料は、その都度市長が定める。

(特別利用券)

- 第5条 条例<u>第4条</u>第3項に規定する 特別利用券は、次に掲げるものとす る。
- (1)、(2) [略]
- 2 [略]

(入館料等の返還)

第9条 条例第7条に規定する規則で 定める特別の理由があるときは、次 に掲げるときとし、返還する入館料 等の額は、当該各号に定める額とす る。

- (1) 天災地変、不可抗力その他入館 しようとする者の責めに帰すこと のできない理由により入館するこ とができないとき 入館料の全額
- (2) 市長が条例<u>第 16 条第 1 項</u>の規 定により科学館への入館を拒絶 し、又は科学館からの退去を命じ たとき 入館料の全額
- (3) [略]

(入館料の減免)

- 第8条 条例<u>第10条第5項</u>に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。
  - (1)~(6) [略]
  - (7) 市内に居住する満 65 歳以上の 者が個人利用で入館するとき 個 人利用に係る<u>入館料</u>の 2 分の 1 に 相当する額の減額
  - (8) [略]

(附属設備に係る使用料)

第9条 条例第11条第1項に規定す る附属設備の使用料の額は、別表1 のとおりとする。

(行為の許可に係る使用料)

第 10 条 条例<u>第 11 条第 2 項</u>に規定する使用料<u>(以下「行為使用料」とい</u> う。)の額は、別表 2 のとおりとす

- (1) 天災地変、不可抗力その他入館 しようとする者の責めに帰すこと のできない理由により入館するこ とができないとき 入館料等の全 額
- (2) 市長が<u>条例第8条第2項</u>の規定 により科学館への入館を拒絶し、 又は科学館からの退去を命じたと き 入館料等の全額
- (3) [略]

(入館料等の減免)

- 第8条 条例<u>第6条</u>に規定する規則で 定める特別の理由があるときは、次 の各号に掲げるときとし、当該各号 に定めるところにより、入館料<u>及び</u> 使用料(以下「入館料等」とい <u>う。)</u>を減額し、又は免除する。
  - (1)~(6) [略]
  - (7) 市内に居住する満 65 歳以上の 者が個人利用で入館するとき 個 人利用に係る<u>入館料等</u>の 2 分の 1 に相当する額の減額
  - (8) [略]

(行為の許可に係る使用料)

第6条 条例<u>第4条第5項</u>に規定する 使用料の額は、<u>別表</u>のとおりとす る。 る。

(使用料の返還)

- 第 11 条 条例第 11 条第 3 項に規定す る規則で定める特別の理由があると きは、次に掲げるときとし、返還す る条例第 11 条第 1 項に規定する使 用料 (以下「使用料」という。)の 額は、当該各号に定める額とする。
  - (1) 天災地変、不可抗力その他条例 第 5 条第 1 項で規定する許可(以下「使用許可」という。)を受けた者(以下「使用者」という。) の責めに帰すことのできない理由により科学館の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。) を使用することができないとき使用料の全額
  - (2) 市長が条例第 15 条第 2 項の規定により使用許可を取り消したとき 使用料の全額
  - (3) 使用者が使用しようとする日の 3月前までに市長に申し出て、当 該施設の使用許可の取消しを受け たとき 使用料の7割相当額
  - (4) プラネタリウムドーム等の使用 者が使用しようとする日の1月前 までに市長に申し出て、当該施設 の使用許可の取消しを受けたとき 使用料の3割相当額

(行為使用料の返還)

第12条 条例第11条第3項に規定す

る規則で定める特別の理由があると きは、次に掲げるときとし、返還す る行為使用料の額は、当該各号に定 める額とする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他条例 第7条第1項に規定する許可(以 下「行為許可」という。) を受け た者の責めに帰すことのできない 理由により科学館の施設等を使用 することができないとき 行為使 用料の全額
- (2) 市長が条例第 15 条第 2 項の規定により行為許可を取り消したとき 行為使用料の全額(使用料の減免)
- 第 13 条 条例第 11 条第 3 項に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。
  - (1) 国、地方公共団体がプラネタリウムドーム等を使用するとき 免除
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 市長が必要があると認める額の減額又は免除

\_(行為使用料の減免)\_

第 14 条 条例第 11 条第 3 項に規定す る特別の理由があるときは、次の各 号に掲げるときとし、当該各号に定 <u>めるところにより、行為使用料を減額し、又は免除する。</u>

- (1) 国、地方公共団体が施設等を使 用するとき 免除
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき市長が必要があると認める額の減額又は免除

(入館料等の納付)

- 第 15 条 例 第 12 条 ただし書に規定 する規則で定める特別の理由がある ときは、次に掲げるときとする。
  - (1) 、(2) [略]

(行為の禁止)

- 第 16 条 条例第 17 条に規定する規則 で定める行為は、次に掲げる行為と する。
  - (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
  - (2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為
  - (3) 科学館内の施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為
  - (4) 所定の場所以外の場所での飲食 又は喫煙
  - (5) 所定の場所以外の場所への立入 り
  - (6) 許可を受けないで広告類を掲示

(入館料等の納付)

第7条 条例第5条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1)、(2) [略]

- し、又はまき散らす行為
- (7) 許可を受けないで寄附金品を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくはまくは提供する行為
- (8) 許可を受けないで、写真、映画等の撮影その他これに類する行為
- (9) 許可を受けないで、テレビ、ラ ジオ等の中継及び録画その他これ に類する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、 市長が科学館の管理上支障がある と認める行為
- (指定管理者の指定の申請に係る書類)
- 第 17 条 条例第 21 条第 2 項の規則で 定める書類は、次に掲げる書類とす る。\_\_
  - (1) 指定申請書(団体の名称、主た る事務所の所在地、代表者の氏名 並びに担当者の氏名及び連絡先並 びに指定管理者の指定を受けたい 旨を記載した書面をいう。)
  - (2) 事業計画書
  - (3) 科学館の管理に係る人員の配置 計画に関する書類
  - (4) 科学館の管理に関する業務の収 支予算書
  - (5) 定款又は寄附行為及び登記事項 証明書(法人以外の団体にあって は、これらに相当する書類)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市 長が必要があると認める書類 (休館日)

第 18 条 科学館の休館日は、次に掲 げる日とする。

 $(1) \sim (3)$  [略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第19条 科学館の開館時間は、午前 9時30分から午後4時30分までと する。ただし、入館できる時間(以 下「入館時間」という。)は、午前 9時30分から午後4時までとす る。

2、3 「略]

4 前 3 項の規定にかかわらず、プラ ネタリウムドーム等の開演時間は、 市長が定める。 (休館日)

第2条 神戸市立青少年科学館 <u>(以下</u> 「科学館」という。) の休館日は、次に掲げる日とする。

 $(1) \sim (3)$  「略]

2、3 [略]

(開館時間等)

第3条 科学館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、入館できる時間(以下「入館時間」という。)は、午前9時30分から午後4時までとする。

2、3 [略]

(損傷の届出等)

第 11 条 入館者及び条例第 11 条に規 定する行為者は、入館に際し、科学 館の施設、設備、資料等を汚損し、 損傷し、又は滅失したときは、その 旨を科学館の係員に届け出て、その 指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

- 第 12 条 条例第 9 条第 4 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる 行為とする。
  - (1) 許可を受けないで、広告類を提

(施行細目の委任)

第 20 条 この規則の施行に関し必要 な事項は、主管局長が定める。

附則

1 「略]

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な 準備行為は、この規則の施行前にお いても、この規則の例により行うこ とができる。

(指定管理者指定期間における施設 の管理に関する業務)

3 条例第21条第1項の規定に基づ

出し、若しくは配布し、又は宣伝 その他これに類する行為をするこ と。

- (2) 許可を受けないで、写真、映画 等の撮影その他これに類する行為 をすること。
- (3) 許可を受けないで、寄附金品を 募集し、物品を販売し、若しくは 陳列し、又は飲食物を販売し、若 しくは提供すること。
- (4) 許可を受けないで、テレビ、ラ ジオ等の中継及び録画その他これ に類する行為をすること。
- (5) 科学館の係員の指示に反する行 為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市 長が不適当と認める行為

(施行細目の委任)

第 13 条 この規則の施行に関し必要 な事項は、主管局長が定める。

附則

1 「略]

(指定管理者指定期間における施設 の管理に関する業務)

2 市長が条例第13条第1項に規定 き指定管理者に同項の業務を行わせ「する指定管理者(以下単に「指定管理 ている場合における第 2 条第 1 項、 第 2 項及び第 3 項、第 3 条<u>第 3 号</u>、 第 4 条、第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 号及び第 3 号、第 8 条第 2 号、第 9 条第 2 号、第 10 条<u>第 8 号、第 11 条</u> 第 2 号、第 12 条<u>第 2 号、第 13 条第</u> 2 号、第 14 条第 10 号、第 15 条第 6 号、第 16 条第 1 項第 3 号及び第 3 項、第 17 条第 3 項並びに第 4 項 の規定の適用については、「市長」 とあるのは「指定管理者」とする。

別表1 (第9条関係)

種別	単位	使用料		
		(円)		
映像設	1式1時間につ	4,000		
備	き			
音響設	1式1時間につ	5,200		
備	き			
照明設	1式1時間につ	1,080		
備	き			

別表2 (第10条関係)

区分	使用料
[略]	[略]

備考 [略]

者」という。)に同項の業務を行わせている場合における第2条第1項第3 号及び第3項、第3条<u>第3項</u>、第7条 第2号、第9条第2号及び第3号、第 10条並びに第12条第<u>6号</u>の規定の適用については、「市長」とあるのは、 「指定管理者」とする。

別表 (第6条関係)

区分	使用料
[略]	[略]

備考 [略]

神戸市長 申請者	宛 住所(法)		<b>青少年科学館プラ</b> 々 にあっては、その					可甲請書			
1 813 11		ve all all	(10)		1 124/21 -	//   124		申請年月	1日 2	年 月	日
		生人その他の団	 体にあっては、そ(	の名称及	とび代表	者の氏	:名)	受付年月	3日 :	年 月	日
							_	許可年月	1日 :	年 月	日
	連絡者	<sup>りがな</sup> 氏名						許可番	号		号
		電	話 —				_	予約番	号		号
神戸市立青	<b></b>	官条例第5条の	プラネタリウムド	ーム等の	の使用許	可を受	けた	いので、次	のとおり申	請します	
使 用(事業)	l 目 的 名・内容)										
主催・共	崔・後援者	名									
使	用 日 時	• 時 間	開	催時	間			区分	使用料金 金額	追加使用	料金額
月 日(	寺 分から	時間	開場 時 開始 時 閉場 時	分 分 分 分	~終了	時	分	施設		<u> </u>	
月 日	<del>持</del> 分まで (曜日)		開場時	分 分					円		円
F	寺 分から	時間	開始時間場時		終了	時	分	施設	円		円
月日			開場時	 分					H		门
	持分から分まで	時間	開始 時 閉場 時	分~ 分	終了	時	分	施設	円		円
		関係者・会員	  券・指定券・自由	券・招行	寺券・繋	李理券		附属設備	円		円
入場券	の種類	・その他 (		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	• > •	)	Ì	小計	円		円
入場料の有無あり(最高				ш\ & 1			合計			円	
			円)・なし				収入確認印				
展示品 あり なし	(内容)		頒布品 あり(有料・無 料)なし	(内容	字)			販売品 あり なし	(内容)		
使用(入場	<b></b>			人	うち出	演予定	三数				人
		と			格		数	量			
持込み機材の使用											
本市共催 · 担当課副申			担する経費の額費の一部を負担し	て共催			円) ことに	相違ありま	ミせん。		
 備			年 月 日		胡	長 長					
V用	与										

- (注) 1 太線内は記入しないでください。
  - 2 本市が経費の一部を負担して共催又は後援をする場合は、市の担当課で副申欄に記入してください。
  - 3 使用時間には準備及び後片付けに要する時間を含みます。

		神	戸市立青少年科学	館プラ	ラネタリウム	ドーム等	使用許	可書				
申請者	住所(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地) 申請年月日 年 月 日								日			
	ふりがな								3	年	月	日
	氏 名(法	人その他の	の団体にあっては、	、その	名称及び代表			許可年月日	3	年	月	日
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	 りがな こ 名				様		許可番号				号
	連絡者	3名	電話	_			<u> </u>	予約番号				号
なお、値 管理の業務	吏用に際して 客に従事する	は、神戸	学館のプラネタリ 市立青少年科学館 に従ってください	1条例》					れらに	基づく		館の
	目 的 名・内容)											
主催・共保	催・後援者名	1										
使 用	日時・時	寺 間	開	催	時間		区分	使用金	料金額		使用料   <b> </b> 額	
	<ul><li>( 曜日)</li><li>時 分から</li><li>時 分まで</li></ul>	時間	開場 時 開始 時 閉場 時	分 分 分	~終了 時	分	施言		<u>領</u> 円	<u>ব</u>	艺 街	円
月日		時間	開場 時 開始 時 閉場 時	分 分 分	~終了 時	<b>分</b>	施言	n Z	円			<del>门</del>
	<ul><li>( 曜日)</li><li>時 分から</li><li>時 分まで</li></ul>	時間	開場 時 開始 時 閉場 時	分 分 分	~終了 時	分	施言	n. X	円			円
入場券の種類 ・その他(		1	関係者・会員券・指定券・自由券・招待				附属記	2備	円			円
		<u> </u>	(				+	円			円	
入場料の有無あり(		あり (最	表高 円)・ <i>な</i>			なし	合言	+				円
1				1			収入研	雀認印				
展示品 あり なし	(内容)		頒布品 あり (有料・無料) なし	(内	容)		販売 あり なし	品 (内容	字)			
使用(入場	場) 予定数			人	うち出演	予定数		1				人
持込み機材	才の使用		機器名		容量又は	は規格	•		数量	Ī.		
許 可	条件											
備	考											

## 行為許可申請書

年 月 日

神戸市長 宛

神戸市立青少年科学館条例施行規則第4条の規定により次のとおり申請します。

なお、利用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同規則を守るとともに、これらに基づく科学館の管理の業務に従事する者の指示に従います。

申請者	<sup>ふりがな</sup> 氏名(	団体名)	
	団体の場合 代表者名※		代表者:
	住 所(ほは事務所	団体にあって の 所 在 )	〒
	電 話(国な事務所)	団体にあって の 電 話)	
使用責	氏名(ふ	っりがな)	
使用 者 化 申請者 と 異 合 場 合	住	所	〒
入)	電	話	
目		的	
期		間	年 月 日( )
場		所	
内		容	
添	付 書	類	申請する行為の関係資料
そ	0	他	

## 行 為 許 可 書

年 月 日

様

神戸市立青少年科学館条例施行規則第4条2項の規定により次のとおり許可します。 なお、使用に際しては、神戸市立青少年科学館条例及び同規則を守るとともに、これらに基づ く科学館の管理の業務に従事する者の指示に従ってください。

神戸市長 印 ふりがな 氏名 (団体名) 団体の場合は 代表者: 申請者 代表者名※役職も記入 Ŧ 住 所(団体にあって は事務所の所在地) 電 話(団体にあって は事務所の電話) 氏名 (ふりがな) 使用責 任 者 Ŧ (申請者 住 所 と異なる 場合記 入) 電 話 目 的 期 間 年 月 日 ( ) 場 所 内 容 許 可 条 件 そ  $\mathcal{O}$ 他

附則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。